

家畜衛生ニュース

平成28年10月号

愛知県東部家畜保健衛生所

食の安全安心確保のために

畜産農家における抗生物質等の動物用医薬品の使用や飼料・飼料添加物の不適正給与は、畜産物に抗菌性物質の基準値以上の残留を招き、廃棄等の対象となります。当所管内において、抗菌性物質の残留事例が平成25年度に養豚農家で1件発生したため、残留対策のリーフレットを作成し、注意喚起しました。しかし、平成26年度に養豚農家で2件、平成27年度は酪農家で3件発生しました。

平成28年8月、平成25年に作成された残留対策のリーフレットを改良し、養牛・養豚農家に再配布しています。

また、抗菌性物質の残留防止を徹底するために産業動物診療獣医師及び動物用医薬品販売業者に対しても定期的立入において、動物用医薬品の適正使用及び流通、畜産農家への適切な指示や注意を指導し、畜産物が安全で安心して食べられるようにしたいと思います。